

鳥取県働き方改革促進体制整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県働き方改革促進体制整備事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内中小企業者が従業員の育児・介護休業等取得を機に業務分担や人員配置など社内体制を見直し、生産性向上を図ることに併せ、新たに従業員を正規雇用することを支援し、県内中小企業者の働き方改革に係る取組を推進することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要領において、「育児・介護休業等」とは、次の（1）から（5）をいう。

- （1）育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）（以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業
 - （2）配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合であって、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために取得することができる特別休暇（労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に規定する年次有給休暇とは別に取得することができる有給の休暇）である育児参加休暇
 - （3）育児・介護休業法第2条第2号に規定する介護休業
 - （4）育児・介護休業法第16条の5に規定する介護休暇
 - （5）労働者が、その3歳に満たない子を養育（育児・介護休業法第23条第1項に規定する育児短時間勤務）、又は、その要介護状態にある対象家族を介護するため（育児・介護休業法第23条第3項に規定する介護短時間勤務）、取得することができる所定労働時間からの短時間勤務
- 2 この要綱において「正規雇用する従業員」とは、雇用期間の定めのない雇用者であって、1週間の所定労働時間が週30時間以上で同一の事業所に雇用される他の通常の労働者の1週間所定労働時間と同程度である者をいう。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）を実施する同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）と同表の第4欄に定める額とを比較していずれか低い額以下とする。

- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(補助事業実施計画書の提出)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による事業実施計画書（以下「計画書」という。）及び様式第2号による補助事業収支予算書を提出するものとする。

2 より効果的な計画するために、計画書の作成にあたっては、社会保険労務士、中小企業診断士等専門家の助言、又は商工団体、金融機関等の支援を受けるものとする。

(交付申請の時期)

第6条 本補助金の交付申請は、次の（1）または（2）の前までに行わなければならない。

（1）従業員が育児・介護休業等を取得しようとする期間の開始日

（2）新たに正規雇用する従業員の雇用期間の開始日

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 申請者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業に係る本補助金の増額以外の変更とする。

2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第4号によるものとする。

- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（情報発信への協力）

第12条 本補助金で実施した事業については、県内の働き方改革の推進に資するため、業務に支障のない範囲で県が行う情報提供・発信に協力するものとする。

（雑則）

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象事業者	3 補助対象経費	4 補助金の額及び補助率	5 補助対象期間
<p>次の（1）及び（2）を満たす事業</p> <p>（1）業務分担や人員配置など社内体制を見直し、生産性を向上しようとする事業</p> <p>（2）新たに従業員を正規雇用する事業</p>	<p>次の（1）及び（2）を満たす事業者</p> <p>（1）県内に事業所を要する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）であること</p> <p>（2）従業員が育児・介護休業等を取得しようとする計画があること</p>	<p>新たに正規雇用する従業員1名に関する次のいずれかに該当する経費</p> <p>（1）社外講師の謝金・旅費、社外研修への参加費等の教育に関する経費（教育に関する経費）</p> <p>（2）パソコン、ソフトウェア、机、椅子、ロッカー、制服等の備品の調達に関する経費（備品の調達に関する経費）</p>	<p>1社あたり上限30万円 (補助率10分の10)</p>	<p>交付決定を受けた日から、交付決定を受けた年度の3月31日まで</p>

様式第1号（第5条、第6条関係）

年度鳥取県働き方改革促進体制整備事業補助金事業実施計画書

1 実施主体の概要

企業名			
代表者職・氏名			
住所	〒		
電話番号		ファクシミリ	
担当者職・氏名			
業種			
従業員数		資本金	
消費税の取扱い	・一般課税事業者	・簡易課税事業者	・免税事業者

2 社内体制の見直し及び生産性向上に係る計画

(1) 社内体制に関すること

※特に育児・介護休業等を取得しようとする従業員に関する業務について記載すること

現状と課題 :

見直しの計画 :

係る計画を立案するにあたって受けた助言・支援等 :

(助言を受けた者・支援内容)

(その年月日)

(摘要)

※詳細は資料の添付でも可

(2) 生産性の向上に関すること

※特に育児・介護休業等を取得しようとする従業員に関する業務について記載すること

現状と課題 :

見直しの計画 :

係る計画を立案するにあたって受けた助言・支援等 :

(助言を受けた者・支援内容)

(その年月日)

(摘要)

※詳細は資料の添付でも可

3 添付書類

(1) 企業概要

(2) 交付申請直近1期の決算書

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

補助金名	事業内容	問合せ先

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様式第2号（第5条、第6条、第10条関係）

年度鳥取県働き方改革促進体制整備事業補助金事業収支予算（決算）書

収 入

(単位：円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	積算基礎
自己資金				
補助金				
その他				
計				

支 出

(単位：円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	算出の基礎
教育に関する経費				
備品の調達に関する経費				
計				

年　月　日

様

職氏名

印

年度鳥取県働き方改革促進体制整備事業補助金交付決定通知書

年　月　日　第　　号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県働き方改革促進体制整備事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、
とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額　　金　　円
(2) 交付決定額　　金　　円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、
とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところとする。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県働き方改革促進体制整備事業補助金交付要綱（平成30年5月15日付第201800031167号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならぬ。

様式第4号（第10条関係）

年度鳥取県働き方改革促進体制整備事業補助金事業報告書

1 実施主体の概要

企業名			
代表者職・氏名			
住所	〒		
電話番号		ファクシミリ	
担当者職・氏名			
業種			
従業員数		資本金	
消費税の取扱い	・一般課税事業者	・簡易課税事業者	・免税事業者

2 社内体制の見直し及び生産性向上に係る結果

(1) 社内体制に関すること

※特に育児・介護休業等を取得しようとする従業員に関する業務について記載すること

見直しの計画 :
実施した内容 :
得られた効果・また今後期待できる効果

※詳細は資料の添付でも可

(2) 生産性の向上に関すること

※特に育児・介護休業等を取得しようとする従業員に関する業務について記載すること

見直しの計画 :

実施した内容 :

得られた効果・また今後期待できる効果

※詳細は資料の添付でも可

3 添付書類

- (1) 育児・介護休業取扱通知書
- (2) 採用通知または雇用契約書等（採用された者が交付要綱第3条第2項で定める「正規雇用する従業員」であることが確認できるもの）
- (3) 直近1期の決算書（申請時に提出したものと同一の場合は不要）

様式第5号（第10条関係）

年　月　日

鳥取県知事様

所在地

名　称

代表者名

印

年度鳥取県働き方改革促進体制整備事業補助金に係る仕入控除税額確定報告書

鳥取県働き方改革促進体制整備事業補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額	金	円
(2) 補助対象経費の額	金	円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）

金	円
---	---

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

金	円
---	---

4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）

1 (1)	
(3 - 2) × _____	
1 (2)	
金	円

（注）別紙として積算内訳、その他参考となる資料を添付すること。